

公布された規則のあらまし

佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五四号）

- 1 青少年の視聴を不相当とする図書等の審査を行うものとして知事の指定を受けた団体が法人格を取得したことに伴い、所要の改正を行うこととした。

（第二条の二関係）

- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則（規則第五五号）

- 1 歯科技工士法が改正され、「歯科技工士試験」が「歯科技工士国家試験」に改められたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。（第二条、第三条、

様式第一号及び様式第二号関係）

- 2 この規則は、平成二十一年九月一日から施行することとした。